

一般乗合旅客自動車運送事業

運　送　約　款

湖国バス株式会社

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款

運輸省告示第49号
昭和62年1月23日
一部改正 運輸省告示第626号
平成3年11月20日
一部改正 運輸省告示第149号
平成9年3月24日
一部改正 運輸省告示第140号
平成11年3月10日
一部改正 運輸省告示第395号
平成12年12月21日
一部改正 國土交通省告示第42号
平成14年1月31日
一部改正 近運自一第1053号
平成15年3月18日
一部改正 近運自一第1078号
平成22年4月5日
一部改正 近運自一第594号
平成24年11月1日
一部改正 近運自一第1156号
平成26年3月20日
一部改正 近運自一第1089号
令和3年3月27日
一部改正 近運自一第1206号
令和5年3月7日

[目次]

第1章 総則 [第1条、第2条]

第2章 旅客運送

 第1節 運送の引受け [第3条—第6条]

 第2節 乗車券類の発売と効力 [第7条—第21条]

 第3節 運賃及び料金 [第22条—第25条]

 第4節 旅客の特殊取扱い [第26条—第42条]

 第5節 手回品 [第43条—第46条]

第3章 荷物運送 [第47条—第53条]

第4章 責任 [第54条—第59条]

第5章 連絡運輸・共通乗車

 第1節 連絡運輸 [第60条—第63条]

 第2節 共通乗車 [第64条]

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の習慣によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の習慣に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

3 IC カードによる当社路線に係る旅客の運送等については、当社が別に定める「IC カード乗車券取扱規程」に定める。

4 WESTER ポイント（チャージ専用）サービスについてのサービス内容とご利用条件は、「WESTER ポイント（チャージ専用）規則」に定める。

(係員の指示)

第2条 旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条に規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき

- (8) 旅客が第45条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
 - (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
 - (10) 旅客が付添い人を伴わない重病者であるとき
 - (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき
- (運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券類（乗車券、座席券及び有料手回品切符をいう。以下同じ。）の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しく個数の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所その他の事務所（以下「営業所等」という。）及び主たる停留所に掲示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

(乗車券類の所持等)

第6条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当社の係員（委託する場合にあっては、受託者の係員を含む。以下同じ。）の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りでありません。

2 前項ただし書の規定は、座席定員制又は座席指定制の自動車については、乗車前に当社の係員の承諾を得た場合に限り、適用します。

第2節 乗車券類の発売と効力

(乗車券類の発売)

第7条 当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券類を営業所等において発売します。

2 当社は、定期乗車券以外の乗車券類を社内で発売することができます。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、発売する乗車券類の種類、発売場所又は発売期間を指定することができます。
4 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。

第8条 通学回数乗車券、通学定期乗車券又は通学定期回数乗車券は、旅客が学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所又は当社の指定する種類の学校に通学又は通園するものであることを証明する書類を提出したときに、通学又は通園に必要と認められる区間について発売します。

(通勤通学定期乗車券の発売)

第9条 通勤通学定期乗車券は、勤務先又は前条に規定する学校のいずれか一方を経由して通勤し及び通学する旅客が、前条に規定する書類を提出したときに、通勤及び通学に必要と認められる区間について発売します。

(団体乗車券の発売)

第10条 団体乗車券は、旅行目的及び行程を同じくするもので構成された当社が定める人数以上の旅客が他の旅客と混乗して乗車する場合に、あらかじめ当社の指定する区間を除き、旅客の請求により発売します。

- 2 当社は、前項において定める人数及び指定する区間を関係の営業所等に掲示します。
- 3 学生団体乗車券の発売の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するもの及びその付添人（教職員及び斡旋人を含む。）とし、所定の書類を提出したときに発売します。
- 4 団体乗車券は、当社が認める場合を除き、座席定員制又は座席指定制の自動車には発売しません。

(定期乗車券の使用方法)

第11条 定期乗車券を所持する旅客は、その通用区間ににおいて乗車又は下車することができます。

- 2 定期乗車券を所持する旅客は、その通用期間内において、その使用回数を制限されません。
- 3 定期乗車券は、当社が認める場合を除き、座席定員制又は座席指定制の自動車には使用することができません。

(定期回数乗車券の使用方法)

第12条 定期回数乗車券を所持する旅客は、その通用期間内において、その券面に表示された日付に従い、1日2回使用することができます。

- 2 定期回数乗車券は、当社が認める場合を除き、座席定員制又は座席指定制の自動車には使用することができません。

(乗車券類の通用期間)

第13条 乗車券類の通用期間は、券面表示のとおりとします。

- 2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第36条の規定による場合を除いて、通用期間を制限しません。

(乗車券類の呈示及び入鋏)

第14条 旅客は、当社の係員が乗車券類の点検のため、乗車券類の呈示を求めたとき又は呈示された乗車券類に入鋏しようとするときは、これを拒むことはできません

(身分証明書等の所持)

第15条

客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。

- 2 前項の書類を所持せず、又は呈示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用できません。この場合において、当社は当該乗車券を一時領置することがあります。

(途中下車の場合)

第16条 普通乗車券、回数乗車券、定期回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内で途中下車したときは、当該通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。ただし、乗換えその他特に定める場合は、この限りでありません。

- 2 前項の規定は、座席券について準用します。

(運送継続拒絶の場合)

第17条 普通乗車券、回数乗車券、定期回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客が、第4条各号（第5号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

- 2 前項の規定は、座席券について準用します。

(乗車券類の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

- (1) 通用期間のある乗車券類で通用期間を経過したもの
 - (2) 券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券類
 - (3) 第8条又は第9条の規定により発売された乗車券で、その記名人が使用資格を失ったもの
 - (4) 第8条又は第9条の規定により発売された乗車券で、使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入したもの
 - (5) 身分又は資格を偽って発行された第24条に規定する運賃割引証で購入した乗車券
 - (6) その他不正の手段により取得した乗車券類
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券類を一時領置することができます。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券類を無効とします。
- (1) 通用区間のある乗車券類をその通用区間外に使用したとき
 - (2) 記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき

- (3) 第24条に規定する運賃割引証と引換えに発売された乗車券を運賃割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (4) その他乗車券類を不正に使用したとき

(乗車券類の引渡し及び回収)

第19条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券類を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

- (1) 運送が終了したとき
- (2) 第16条又は第17条の規定により運送が終了したものとみなされたとき
- (3) 当該乗車券類が無効又は不要となったとき。(次号に該当する場合を除く。)
- (4) 第36条第1項の規定により払い戻し又は引き換えが行われたとき

(特殊な乗車券類の発売)

第20条 当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊定期乗車券、特殊回数乗車券その他の乗車券類を発売することができます。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に掲示し、又は当該乗車券類に記載します。

(整理券の所持)

第21条 当社は、ワンマン運行の系統において運賃及び料金収受の都合上車内で整理券を発行することがあります。

- 2 旅客は、乗車する際交付された整理券を所持し、下車する際にはその整理券を当社の係員に引き渡さなければなりません。
- 3 第1項に規定する整理券を所持しない場合又は前項に規定する引渡しを拒んだ場合であって当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。

第3節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第22条 当社が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時（定期乗車券、定期回数乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券においては当該乗車券の購入時）において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

- 2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所等に掲示します。

(小児の無賃運送)

第23条 当社は、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人を無賃とし、1歳未満の小児については無賃とします。ただし、座席定員制又は座席指定制の自動車はこの限りではありません。

2 当社の座席定員制又は座席指定制の自動車は、旅客とは別に同伴する小児の座席を確保しない場合に限り、旅客（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき1人を無賃とし、1歳未満の小児については無賃とします。

（運賃の割引）

第24条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市長村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。
- (2) 児童福祉法第17条及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき

2 前項の介護人又は付添人の割引は、当社において介護又は付添いの必要を認めた場合に限ります。

第25条 当社は、前条の規定により割引きをする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して運賃を割り引きます。

第4節 旅客の特殊取扱い

（旅客の都合による運賃及び料金の払戻し）

第26条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃又は料金の払戻しをします。

- (1) 未使用の普通乗車券及び団体乗車券にあっては、通用期間内に限りその運賃額
 - (2) 未使用の回数乗車券にあっては、当該回数乗車券の運賃額から、既使用券片を普通乗車運賃に換算した額を控除した残額
 - (3) 定期乗車券・定期回数乗車券にあっては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額
 - (4) 座席券にあっては、指定した自動車の発車時刻の2時間前までに払戻しの請求があつた場合に限りその料金額
- 2 前項の払戻しに際しては、次のとおりの手数料を申しうけます。

	手 数 料
普通乗車券及び団体乗車券	100円
回数乗車券	210円以内
定期乗車券・定期回数乗車券	520円以内
座席券	2日前まで 料金の30%に相当する額 2時間前まで 料金の50%に相当する額

(割増運賃等)

第27条 当社は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に応する普通旅客運賃及び料金（手回品料金を除く。以下本設中同じ。）並びにこれと同額の割増運賃及び割増料金を申し受けます。この場合において、当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします。

(1) 当社の係員が第14条の規定により乗車券類の呈示を求めたときに有効な乗車券類を呈示せず、かつ、当社の係員の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき

(2) 当社の係員が第19条の規定により乗車券類の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき

(3) 乗車券類を不正乗車の手段として利用したとき

(4) 当社の指定する運行系統において所定の運賃又は料金を支払わないで乗車したとき

2 当社は、前項の規定にかかわらず、定期乗車券を所持する旅客が、第18条の規定によりその定期乗車券を無効とされたときは、その旅客から次の各号に規定する普通旅客運賃及びこれと同額の割増運賃を申し受けます。

(1) 通用期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したときは、券表面示の区間を発売の日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(2) 通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したときは、券表面示の区間を通用期間満了日の翌日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(3) 定期乗車券を使用する旅客がその使用資格を失った後に使用したときは、券面表示の区間を使用資格を失った日からその事実を発見した日まで毎日2回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(4) 定期乗車券を使用して、その券面表示の区間以外の区間を乗車したときは、次の区分に従い計算した普通旅客運賃

イ 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用したとき その定期乗車券の通用期間開始の日（開始の日が異なるときは、その事実を発見し

た日に近い開始の日) からその事実を発見した日まで各定期乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間を 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

ロ 定期乗車券の区間と連続していない乗降停留所を指定した回数乗車券を合わせて使用したとき 定期乗車券及び回数乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間 (当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなす。) を回数乗車券の使用済みの券片数に相当する回数乗車したものとして計算した普通旅客運賃

ハ イ及びロに掲げる場合以外のとき その乗車した区間 (当社の係員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、始発の停留所から乗車したものとみなします。) に対応する普通旅客運賃

(5) その他定期乗車券に関し不正の行為を行ったときは、券面表示の区間を通用期間開始の日からその事実を発見した日まで毎日 2 回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

(乘越し)

第28条 旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得たときは、前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する金額を支払い既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。

(1) 定期乗車券 (IC 金額式定期券を除く) 、定期回数乗車券、乗降停留所を指定する回数乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金

(2) 団体乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する団体旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

(3) 前 2 号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃及び料金と既に収受した運賃及び料金との差額

(乗車券類の紛失)

第29号 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けます。

(誤乗)

第30条 旅客が乗車券の券面表示の区間と異なる区間に誤って乗車した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃及び料金を申し受けた上、乗車券を有効に使用できるよう誤って乗車したことを証明する措置を講じます。

(誤購入)

第31条 旅客が停留所名の類似その他の事由によって、誤って乗車券類を購入した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、旅客の 希望する乗車券類と取り換えます。この場合において、既に收受した運賃及び料金と正当な運賃及び料金とを比較し、不足額は追徴し、過剰額は払い戻します。

(誤払い)

第32条 旅客が当社の指定する運行系統において誤って運賃又は料金を支払った場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、誤払いに係る金額を精算します。

(定期乗車券等の種類又は区間の変更)

第33条 当社は、旅客の請求により、その所持する定期乗車券又は定期回数乗車券の種類又は区間を変更します。この場合においては、当社は、変更を必要とする理由を証明する書面の提出を求めます。

- 2 前項の場合には、次の算式により算出された金額を追徴し、又は払い戻します。この場合においては、520円以内で当社が別定める額の手数料を申し受けます。
- | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|---|
| 原券の券面表示の運賃額 | ··· | ··· | ··· | A |
| 新券の券面表示の運賃額 | ··· | ··· | ··· | B |
| 通用期間（日数） | ··· | ··· | ··· | C |
| 残通用期間（日数） | ··· | ··· | ··· | D |
- $$(A \times D / C) \sim (B \times D / C)$$

(定期乗車券等の書換え)

第34条 当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券又は定期回数乗車券の書換えをします。この場合においては、当該券面表示事項が不鮮明となった事由が旅客の故意又は過失によるものではなかった場合を除き、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

(定期乗車券等の再発行)

第35条 当社は、旅客の紛失した定期乗車券又は定期回数乗車券については、再発行をしません。ただし、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。この場合においては、520円以内で当社が別に定める額の手数料を申し受けます。

(乗車券類の様式変更等の場合の取扱い)

第36条 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券類を無効とするときは、事項の規定による掲示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

- (1) 次に掲げる金額の払戻し

イ 普通乗車券又は座席券については、券面表示の運賃額又は料金額
ロ 回数乗車券については、次の算式により算出された金額
 券面表示の運賃額 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ A
 総券片表示金額 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ B
 残券片表示金額 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ C

$$A \times \frac{C}{B}$$

ハ 定期乗車券又は定期回数乗車券については、次の算式により算出された金額

 券面表示の運賃額 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ A
 通用期間（日数） ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ B
 請求の日における残通用期間（日数） ······ ······ ······ ······ C

$$A \times \frac{C}{B}$$

（2）既に発行した乗車券類と同一の効力を有する乗車券類との引換え

2 当社は、乗車券類を無効とする日の少なくとも1月前に、次の各号に掲げる事項を営業所等及び当該乗車券類に係る運行系統を運行する自動車内に掲示します。

（1）乗車券類を無効とする日

（2）掲示の日から無効とする日の少なくとも2ヵ月後の日までの期間内に限り前項に規定する取扱いをする旨

（運賃及び料金の変更の場合の取扱い）

第37条 旅客は、当社がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券類のうち、定期乗車券、定期回数乗車券及び乗降停留所を指定した回数乗車券については、そのまま有効なものとして使用でき、他の乗車券類については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券類が無効となった日以後は、この限りでありません。

（再購入後の払戻し）

第38条 定期乗車券又は定期回数乗車券を再購入後旅客が紛失した乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払戻しの請求をした場合は、旧券について第36条の規定の例により払戻しをします。この場合においては、520円以内で当社が別

に定める額の手数料を申し受けます。

(運行中止の場合の取扱い)

第39条 当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車している旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客については第1号から第3号までの規定を適用しません。

- (1) 券面表示額と既に乗車した区間に応じる運賃及び料金との差額の払戻し
- (2) 前号の払戻しを受けることができる証票の発行
- (3) 前述の区間を乗車することができる証票の発行
- (4) その旅客の乗車停留所までの無賃送還

2 当社は、前項第4号の規定により無賃送還された旅客であって、次の各号に該当する者に対しては、当該各号の取扱いをします。

- (1) 普通乗車券又は座席券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、既に收受した運賃若しくは料金の払戻し又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行
- (2) 回数乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、当該券片と引換えに、当該券片に係る運賃額の払戻しを受けることができる証票又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行
- (3) 定期回数乗車券を所持する旅客に対しては、券面表示の区間の全部について当該運送が終了したものとみなした上、券面表示の区間を乗車することができる証票の発行
- (4) 乗車券類を所持しない旅客であって運賃又は料金を支払ったことが明らかなる者に対しては、その選択に応じ、既に收受した運賃若しくは料金の払戻しを受けることができる証票又は運賃若しくは料金に対応する区間を乗車することができる証票の発行

3 前2項の規定は、当社がその負担において前述の運送の継続又これに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

4 前3項の規定は、第16条ただし書の規定により途中下車した旅客が、自動車の運行中止のため、その後の乗車をすることができなくなった場合に準用します。

第40条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券類を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、次の各号に規定する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客に対する運賃の払い戻しは、運行中止の期間が引き続き24時間を超える場合に限り行います。

- (1) 運行中止の期間内において有効な未使用の乗車券（次号の乗車券を除く。）

又は座席券を所持する旅客に対しては、既に收受した運賃及び料金の払い戻し又は乗車券類の通用期間の延長

- (2) 運行中止の期間内において有効な回数乗車券（乗降停留所を指定するものに限る。）、定期乗車券又は定期回数乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、運行中止日数に対応する乗車券の通用期間の延長又は次により算出された金額の払い戻し

イ 回数乗車券の場合

券面表示の運賃額	···	A
総券片数	···	B
残券片数（運行中止の日数の2倍を限度とする。）	···	C
	C	
A × —————		
	B	

ロ 定期乗車券及び定期回数乗車券の場合

- a 通用区間の全部について払い戻しの請求があった場合（cに該当する場合を除く。）

券面表示の運賃額	···	A
通用期間（日数）	···	B
運行中止日数	<p>〔運行中止の初日における残通用日数を 限度とする。〕</p>	C
	C	
A × —————		
	B	

- b 通用区間の一部について払い戻しの請求があった場合（cに該当する場合を除く。）

券面表示の運賃額	···	A
払い戻しの請求をしない区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額	·	B
通用期間（日数）	···	C
運行中止日数	<p>〔運行中止の初日における残通用日数を 限度とする。〕</p>	D
	A - B	
	————— × D	
	C	

- c 通用区間の全部又は一部について払い戻しの請求があった場合において請求に係る区間の一部に乗車できる区間があるときは、運行中止の初日から払い戻しの請求があった日までは乗車できる区間については乗車したものと

みなし、通用区間の全部について払戻しの請求があったときには a により算出される金額から、通用区間の一部について払戻しの請求があったときには b により算出される金額から、それぞれ、乗車したものとみなした区間に対応する原券と同一通用期間の運賃額を日割りにした金額に運行中止の初日から払戻しの請求があった日までの日数を乗じた金額を控除した残額

- 2 前項の規定は、当社がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

(運賃の払戻し場所等)

第41条 当社は、本節の規定による運賃及び料金の払戻し又は乗車券類の引換え、取換え、書替え若しくは再発行を次に掲げる場所において行います。ただし、関係の営業所等に掲示して払戻しをする場所を指定したときは、この限りではありません。

- (1) 普通乗車券については、車内及び営業所等
(2) 普通回数乗車券については、営業所
(3) 定期乗車券、定期回数乗車券、通学回数乗車券、団体乗車券及び座席券については、発売した営業所等

(端数の処理)

第42条 当社は、本節の規定により運賃及び料金の追徴又は払戻しをする場合は、10円を単位として行います。この場合において、計算上生じた端数は四捨五入とします。

第5節 手回品

(無料手回品)

第43条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品（旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。）を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1) 総重量 10キログラム
(2) 総容積 0.027 立方メートル (0.3 メートル立方)
(3) 長さ 1 メートル

(有料手回品)

第44条 旅客は、その携行する手回品（前条の規定により無料で車内に持ち込むことができる手回品を除く。）で次の各号に該当するものを手回品料金を支払って車内に持ち込むことができます。ただし、当社は、他の旅客の迷惑となるおそれのある手回品の持込みを拒絶することができます。

- (1) 重量 30キログラム以内の物品

- (2) 容積 0.25 立方メートル以内の物品
- (3) 長さ 2 メートル以内の物品

※但し、自転車の積み込みについては、当社の指定する長浜市コミュニティ路線に限り手回り品料金無料で取り扱いできることとします。

(手回品の持込み制限)

第45条 旅客は、前2条の規定にかかわらず、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

- 2 当社は、旅客の手回品の中の前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前2条の規定にかかるわらず、その手回品の持込みを拒絶することができます。
- 4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前2条の規定にかかるわらず、その手回品の持込みを拒絶することができます。

(有料手回品切符)

第46条 有料手回品切符については、第16条、第17条、第26条から第32条まで、第36条、第37条及び第39条から第42条までの規定を準用します。この場合において、第26条から第28条まで、第36条、第37条及び第39条から第41条までの規定の準用については、普通乗車券の例により取り扱います。

第3章 荷物運送

(荷物運送の引受け)

第47条 当社は、旅客（第8条又は第9条に規定する乗車券を所持する旅客を除く。）の手荷物について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。

- (1) 第4条第1号から第5号までの間に相当するとき
 - (2) 第44条に規定された制限を越える物品であるとき
 - (3) 第45条第1項の物品であるとき
 - (4) 第45条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶すべき物品に相当する物品であるとき
 - (5) 当該物品について、荷造りが必要と認められる場合に、相当の荷造りがなされていないとき
 - (6) その他運送に支障を及ぼし、又は旅客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき
- 2 当社は、小荷物については、特約により運送を引き受けます。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合には、運送を引き受けません。

第48条 当社は、荷物の運送を営業所及び当社の指定する場所で引き受けます。

2 当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の営業所等に掲示します。

ただし、小荷物に係る指定については、この限りではありません。

(運送の制限等)

第49条 当社は、手荷物の運送について、旅客の使用する乗車券の種別により運送個数を制限することがあります。

2 当社は、前項の規定による制限をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所等に掲示します。

3 第5条の規定は、手荷物の運送について準用します。

(荷物運賃)

第50条 荷物の運賃は、当社が荷送人から荷物を受け取った時において、実施しているものによります。

2 前項の運賃は、関係の営業所等に掲示します。

(荷物切符)

第51条 当社は、荷物の運送を引き受けたときは、特約のある場合を除き、一定の様式の荷物切符を発行します。

(荷物の引渡し)

第52条 当社は、運送した荷物を着地最寄りの営業所又は当社の指定する場所において荷物切符と引換えに引渡します。この場合において、当社は、荷物切符の持参人が荷受人であるかどうかを確かめる責を負いません。

2 当社は、荷物切符の紛失その他の理由により荷物の引渡しを請求する者が荷物切符を提出できないときは、その者が正当な荷受人であることを証明しない限り荷物の引渡しをしません。

(引渡不能の荷物に対する処分等)

第53条 当社は、荷物が到着した日から1週間以内に荷受人が荷物の引渡しを請求しないとき又は荷物の引渡しについて争いがあるときは、荷物の引渡しに代えてその荷物を供託し又は相当の期間を定めて催告した後に競売してその金額を供託することができます。

2 当社は、前項の規定による荷物の供託又は競売をしたときは、荷送人に對しその旨を通知します。

第4章 責任

(旅客に関する責任)

第54条 当社は、当社の自動車（委託する場合にあっては、委託を受けた者の自動車を含む。）の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に關し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあつ

たこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第55条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでありません。

(手回品等に関する責任)

第56条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りでありません。

(荷物に関する責任)

第57条 当社は、第47条第1項又は第2項の規定により運送を引き受けた荷物の滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでありません。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が託送しようとするときに、その種類及び価額を明告しない限り、その滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。

3 第1項の場合において、当社の荷主に対する責任は、荷物の引き渡しを受けたときに始まり、これを荷主に引き渡したときに終わります。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第58条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客又は荷主が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客及び荷主の責任)

第59条 当社は、旅客若しくは荷主の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは荷主が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客又は荷主に対し、その損害の賠償を求めます。

第5章 連絡運輸・共通乗車

第1節 連絡運輸

(連絡乗車券等)

第60条 連絡運輸による運送を利用しようとする旅客は、当社又は連絡運輸に係る運送事業者の発行する連絡運輸に係る乗車券類（以下「連絡乗車券」とい

う。) を所持しなければなりません。

- 2 連絡乗車券は、当社の区間については、当社の乗車券類とみなします。
- 3 連絡乗車券を所持して当社の自動車に乗車する旅客に対しては、当社の区間については、当社の運送約款の規定を適用します。
- 4 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の区間についても連絡運輸に係る他の運送事業者の約款を優先的に適用することがあります。この場合には、当社は、その旨を関係の営業所等に掲示します。

第61条 連絡乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

(運賃及び料金)

第62条 当社は、連絡運輸に係る運賃及び料金のうち主なものを関係の営業所当に掲示します。

(責任)

第63条 当社は、当社の運送のために連絡乗車券を所持する旅客に損害を与えたときは、第4章に規定するところにより、その損害を賠償する責に任じます。

第2節 共通乗車

(共通乗車券等)

第64条 当社の指定する運行系統を運行する自動車に乗車しようとする旅客は、当社の発行する乗車券類又は他の事業者の発行する当社との共通乗車に係る乗車券類(以下「共通乗車券」という。)を所持しなければなりません。ただし、乗車後当社の係員の請求に応じて所定の運賃及び料金を支払う場合は、この限りでありません。

前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、第33条の場合を除き、当社の乗車券類とみなします。

共通乗車券を所持して第1項の自動車に乗車する旅客に対しては、当社の運送約款の規定を適用します。

I C カード乗車券取扱規程

第1章 総則

(この規程の目的)

第1条 この規程は、湖国バス株式会社（以下「当社」といいます。）が、I Cカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「I Cカード乗車券」といいます。）により当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって定期利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するI Cカード乗車券（以下「I COCA乗車券」といいます。）についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。

- 2 他社が発行するI Cカード乗車券による当社線に係る旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、この規程の定めるところによります。
- 3 第1項の定めにかかわらず、WESTER ポイント（チャージ専用）サービスについてのサービス内容とご利用条件は、WESTER ポイント（チャージ専用）規程の定めるところによります。
- 4 この規程が改定された場合、以後のI Cカード乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、改定された規程の定めるところによります。
- 5 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(注) 別に定める主なものについては、次のとおりです。

(1) 運送約款

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR西といいます。）のI Cカード乗車券取扱約款

(用語の意義)

第3条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営するバス路線をいいます。
- (2) 「I COCA」とは、ストアードフェアカードの機能のみを搭載したI COCA乗車券をいいます。
- (3) 「小児用I COCA」とは、券面に使用者の記名を行ったものであって、記名人である小児のご利用に供するI COCAをいいます。
- (4) 「バスI COCA定期券」とは、券面に印字を行わず、当社の定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したI COCA乗車券をいいます。当該定期乗車券の情報はバスI COCA定期券とともに交付するバスI COCA定期券内容控に表示します。
- (5) 「小児用バスI COCA定期券」とは、小児のご利用に供するバスI COCA定期券をいいます。
- (6) 「バスI COCA定期券内容控」（以下、「定期券内容控」といいます。）とは本条第4号、第5号の定期券発売時に合わせて交付する定期券内容を記載した控えです。
- (7) 「I COCA定期券」とは、鉄道会社等の他社で発売し、券面に定期乗車券の表記を行

ったものであって、定期乗車券の機能のみを搭載又は定期乗車券とストアードフェアカードの機能を搭載したICOCA乗車券をいいます。

- (8) 「小児用ICOCA定期券」とは、小児のご利用に供するICOCA定期券をいいます。
- (9) 「バス車載機」とは、ICOCA乗車券の乗車処理、降車処理およびチャージを行う機器であって、車両に搭載されたものををいいます。
- (10) 「SF」とは、ICOCA乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (11) 「チャージ」とは、ICOCA乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (12) 「デポジット」とは、ICカードの利用権の代価として收受するものをいいます。
- (13) 「定期利用者」とは、第6号に記載された氏名をいいます。
- (14) 「記名人」とは、前項第3号、7号、8号で券面に記載された氏名をいいます。
- (15) 「スマートICOCA」とは、JR西が指定したクレジットカードをチャージ支払い用に登録したICOCA又はICOCA定期券であって、サービス内容及びご利用条件等についてJR西が定めたものをいいます。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 ICOCA乗車券による契約の成立時期は、ICOCA乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、車両（バス車載機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にバス車載機による乗車処理を受けたときとします。バスICOCA定期券にかかる運送契約は、そのバスICOCA定期券を発売したときに成立するものとします。

3 前各項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

(規程の変更)

第5条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

- (1) 本規程の変更が、旅客の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を告知するものとします。

(旅客の同意)

第6条 前条により規程を変更した場合、旅客が変更後に本サービスを利用したことをもって、旅客は変更後の規程に同意したものとみなします。

(利用エリア)

第7条 当社線におけるICOCA乗車券の利用エリアは別表1のとおりとします。

(使用方法)

第8条 ICOCA乗車券を用いて乗車するときは、第7条に定める利用エリア内の停留所相互間をバス車載機による乗車処理を行って乗車し、同一のICOCA乗車券によりバス車載

機による降車処理を行って降車しなければなりません。

- 2 前各項の場合、S F 残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(発売箇所)

第9条 当社におけるICOCA乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

- 2 前項のほか、第46条の規定により、他社でICOCA乗車券を発売する場合があります。この場合、発売箇所は他社が別に定めます。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のICOCA乗車券を同時に使用することはできません。

- 2 次の各号の1に該当する場合には、ICOCA乗車券は直接バス車載機で使用することができません。

- (1) 乗車時にS F 残額がないとき（バスICOCA定期券の有効期間内で有効区間内から入場する場合を除きます。）
- (2) 降車時にS F 残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) ICOCA乗車券の破損、バス車載機の故障等によりバス車載機によるICOCA乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- (4) 第40条第1号の規定により、カードが交換され、バス車載機によるバスICOCA定期券の内容の読み取りが不能となったとき

- 3 他の乗車券と併用して使用することはできません。

- 4 偽造、変造又は不正に作成されたICOCA乗車券を使用することはできません。

- 5 ICOCA乗車券のS F を使用して、当社窓口で運送約款に定める乗車券の引換はできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
 - (2) 乗車区間・乗車方法・乗車するバス等の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨をバス車内、営業所等に掲示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(ICカードの所有権)

第12条 ICOCA乗車券に使用するICカードの所有権は、ICOCA乗車券の発売箇所にかかるわらず、西日本旅客鉄道株式会社に帰属します。

- 2 ICOCA乗車券が不要となったとき及びそのICOCA乗車券を使用する資格を失ったときは、当社またはJR西にICカードを返却しなければなりません。

(デポジット)

第13条 第9条に定める発売箇所においてICOCA乗車券を発売するにあたり、当社はICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を收受します。

- 2 I C O C A乗車券として利用した I C カードを旅客が返却したときは、第14条、第23条又は第35条に定める場合を除き当社はデポジットを返却します。
- 3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(I C O C A乗車券の失効)

第14条 カードの交換、S F の使用、S F のチャージ又はバス I C O C A定期券に付加した定期乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合には I C O C A乗車券を失効させることができます。

- 2 前項により失効した I C カードの S F 及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第15条 I C O C A乗車券には、バス I C O C A定期券発売窓口（以下、「当社窓口」といいます。）、バス車載機またはチャージ機でチャージすることができます。

- 2 前項の場合、I C O C A乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりの S F の残額は20,000円を超えることはできません。

(S F 残額の確認)

第16条 旅客は、I C O C A乗車券の S F 残額を当社窓口、入金機またはバス車載機により確認することができます。

(S F 利用履歴の確認)

第17条 旅客は I C O C A乗車券の利用履歴を当社窓口により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、S F を使用して乗車し、精算した場合の取扱月日、取扱箇所及び取扱後の S F 残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 次の場合は利用履歴の確認はできません。
 - ア 出場処理がされていない利用履歴
 - イ 第8条第1項の規定により降車処理を受ける場合で、バス車載機による処理が完全に行われなかつたときの利用履歴
 - ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 I C O C A

(発売額)

第18条 I C O C Aの発売額は2,000円（デポジット500円を含む。）です。

- 2 前項にかかわらず、別に定めるところにより、発売額を変更して発売することができます。

(小児用 I C O C Aの発売)

第19条 小児用の I C O C Aの購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができる I C カードを媒体として、小児用 I C O C Aを発売し

ます。

- 2 旅客は、小児用 I C O C A の発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表 3 に定めるバス I C O C A 定期券 兼 こども I C O C A 購入申込書（以下「購入申込書」といいます。）に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。
- 3 旅客は、小児用 I C O C A に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを小児用 I C O C A の発売箇所に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用 I C O C A の記名人本人又は代理人であることを証明しなければなりません。

(運賃の減額)

第20条 旅客が I C O C A を用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大普通旅客運賃1名分を減額します。ただし、小児用 I C O C A にあっては小児普通旅客運賃1名分を減額します。

- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができます。

(小児用 I C O C A の再印字)

第21条 小児用 I C O C A は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

- 2 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A は、これを小児用 I C O C A を発売する当社窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第22条 第8条第1項の規定により使用する場合の I C O C A の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 小児用 I C O C A は運送約款に定める小児の記名人のみが使用できます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第23条 I C O C A は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 旅行開始後の I C O C A を他人から譲り受けた場合
- (2) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、小児用 I C O C A にあっては、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。
 - (1) 記名人以外の者が使用した場合
 - (2) 券面表示事項が不明となった小児用 I C O C A を使用した場合
 - (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入した小児用 I C O C A を使用した場合
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- 3 第1項及び第2項の規定によりその I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。

- 4 第1項及び第2項の規定により ICOCAを無効として回収する場合は、第46条第2項の規定により ICOCAに付加された他社の乗車券は無効となります。
- 5 偽造、変造又は不正に作成された ICOCAを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第24条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を收受します。

(紛失再発行)

第25条 旅客は、ICOCAの盗難又は紛失等による再発行の請求をすることはできません。

- 2 前項にかかわらず、第46条第2項の規定により他社の乗車券が付加されたICOCAは、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。
- 3 第1項にかかわらず、小児用ICOCAの記名人が当該小児用ICOCAを紛失した場合で、別に定める申込書を小児用ICOCAの再発行を行う当社窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した小児用ICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
 - (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用ICOCAの記名人本人又は代理人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に取扱区間内の小児用ICOCAの処理を行う機器に対して当該小児用ICOCAの使用停止措置が完了していること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用ICOCA1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で收受します。
- 5 第3項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 6 第3項及び第4項の取扱いを行った後に、紛失した小児用ICOCAを発見した場合は、旅客は、これを小児用ICOCAの払いもどしを行う当社窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した小児用ICOCAとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人又は代理人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。
- 7 第3項及び第4項の取扱いを行った場合、第46条第2項の規定により小児用ICOCAに付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(当社の免責事項)

第26条 紛失した小児用ICOCAの使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用ICOCAや第46条第2項の規定により当該小児用ICOCAに付加された他社の乗車券の払いもどし、SFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(障害再発行)

第27条 ICOCAの破損等によってICOCAの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該ICOCAのSF残額と同額のICOCAの再発行の取扱いを行います。

- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書をICOCAの再発行を行う当社窓口に提出したときに限り取り扱います。この場合、当該ICOCAに対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
- 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。
- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った場合、第46条第2項の規定によりICOCAに付加された他社の乗車券は再発行されません。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合があります。

(払いもどし)

第28条 旅客は、ICOCAが不要となった場合は、これをICOCAの払いもどしを行う当社窓口に差し出して当該ICOCAのSF残額（10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料としてICOCA1枚につき220円を支払うものとします。ただし、小児用ICOCAを所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超えると、小児用ICOCAを使用することができなくなったことにより、SF残額の払いもどしを請求する場合は、手数料は収受しません。

- 2 前項の規定により小児用ICOCAの払いもどしを請求する場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用ICOCAの記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行います。
- 3 前項の定めにかかわらず、当該小児用ICOCAの記名人本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 4 前各項の規定により払いもどす場合には、デポジットを返却します。
- 5 ICOCAの払いもどしを行うと、第46条第2項の規定により付加された他社の乗車券は無効となります。ただし、付加された乗車券が定期券の場合は、同条第3項の規定により、当該定期券を付加した当該他社において払いもどしを行う場合があります。
- 6 ICOCAの払いもどしを行う窓口は当社が別に定めます。

(バスICOCA定期券への変更)

第29条 旅客は、定期乗車券機能が必要となった場合は、ICOCAのSF残額及びデポジットを引き継いでバスICOCA定期券への変更の申し出をすることができます。

- 2 ICOCAからバスICOCA定期券への変更の申し出があったときは、次条の規定に準じて当該ICOCA上に定期乗車券の機能を付加することにより、バスICOCA定期券に変更します。
- 3 旅客は変更に際して氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を別表3に定める購入申込書に記載し、提出しなければなりません。
- 4 前各項により変更を行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。

第3章 バスICOCA定期券

(発売)

第30条 バスICOCA定期券の購入の申し出があったときは、運送約款に定める定期乗車券を付加したバスICOCA定期券を発売します。

2 旅客が所持するICOCA定期券、スマートICOCAと同一のカードに運送約款に定めるバスICOCA定期券を発売することができます。(ただし、次の各号のICOCA定期券を除きます。)この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。

(1) ICOCA F R E X定期券

(2) 一部他社(京阪電気鉄道、京都市交通局、南海電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市高速電気軌道、大阪モノレール、阪神電気鉄道、山陽電気鉄道)が発売するICOCA定期券

3 小児用のバスICOCA定期券の購入の申し出があったときは、当該小児が12才となる年度の3月31日までの間使用することができるICカードを媒体として、前項の規定により小児用バスICOCA定期券を発売します。この場合記名人と定期利用者は同一の旅客でなければなりません。

4 旅客は、バスICOCA定期券の発売に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項を購入申込書に記載し、提出しなければなりません。また、旅客が購入するバスICOCA定期券が小児用バスICOCA定期券である場合は、購入申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により購入申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければなりません。

5 旅客は、バスICOCA定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、これを当社窓口に差し出して、氏名等の変更を申し出なければなりません。この場合、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バスICOCA定期券の定期利用者本人(小児用バスICOCA定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人)であることを証明しなければなりません。

6 前項の取扱いを行う場合は、ICカードを交換して取り扱うことがあります。

(バスICOCA定期券定期券内容控)

第31条 前条1項から第3項によりバスICOCA定期券を発売した場合は、当該ICカードの定期券情報を印字した定期券内容控を同時に発行します。

2 定期券内容控は本人の覚えであり、定期乗車券の効力はありません。

3 バスICOCA定期券の障害又は機器の故障により、バスICOCA定期券が使用できなくなった場合、当社が認めた場合に限り当該バスICOCA定期券と定期券内容控を提示することにより乗車することができます。

4 バスICOCA定期券を使用する場合は、当該バスICOCA定期券の定期券内容控を所持するものとし、係員より提示を求められたときには、これを拒むことはできません。

(運賃の減額等)

第32条 SFをチャージした有効期間内のバスICOCA定期券を使用し、有効区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車(乗越し)として取扱い、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を減額します。

2 第1項にかかわらず、有効区間外の停留所相互間を乗車する場合は、第20条の規定を準用

することがあります。

- 3 バス I C O C A 定期券の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は第20条の規定を準用します。

(定期券内容控再印字)

第33条 定期券内容控券面表示事項が不明となったバス I C O C A 定期券は、これを当社窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第34条 第30条の規定により発売したバス I C O C A 定期券は運送約款の定めにより取り扱います。

- 2 バス I C O C A 定期券は当社線においては定期券内容控に記載された定期利用者本人のみが使用することができます。
- 3 第15条の規定により S F をチャージしたバス I C O C A 定期券にあっては、バス I C O C A 定期券の有効区間外又は有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第22条の規定を準用して乗車することができます。

(無効となる場合)

第35条 バス I C O C A 定期券は、次の各号の 1 に該当する場合、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 定期利用者以外の者が使用した場合
- (2) 定期区間外を乗車し、係員の承諾を得ずに降車した場合
- (3) 当社の運送約款に定める定期乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項に該当する場合は、その I C O C A に搭載された他の乗車券等も回収します。
- 3 第1項及び第2項の規定により無効として回収する場合は、第46条第2項の規定により I C O C A に付加された他社の乗車券は無効となります。
- 3 偽造、変造又は不正に作成されたバス I C O C A 定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第36条 前条に該当し使用した場合、運送約款の定めにより、普通旅客運賃・割増運賃を収受します。

(紛失再発行)

第37条 バス I C O C A 定期券の定期利用者が当該バス I C O C A 定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を当社窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失したバス I C O C A 定期券 (S F 残額がある場合は当該 S F を含みます。) に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。

- (1) 再発行登録を行うとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該バス I C O C A 定期券の定期利用者本人（小児用バス I C O C A 定期券にあっては、定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。

- (2) 定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前にバスICOCA定期券の処理を行う機器に対して当該バスICOCA定期券の使用停止措置が完了していること。
- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するバスICOCA定期券1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。
- 3 第1項により再発行登録を行った後、これを取り消すことはできません。
- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したバスICOCA定期券を発見した場合は、旅客は、これを当社窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したバスICOCA定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により定期利用者本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

(障害再発行)

- 第38条** バスICOCA定期券の破損等によってバスICOCA定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該バスICOCA定期券の再発行の取扱いを行います。
- 2 前項の取扱いは、別に定める申込書を当社窓口に提出したときに限り取り扱います。この場合、当該バスICOCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、その翌日の窓口営業時間から14日以内に再発行を行います。
- 3 前2項の定めにかかわらず、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(バスICOCA定期券とICOCA定期券が同一のカードで発売されている場合のバスICOCA定期の再交付)

- 第39条** バスICOCA定期券とICOCA定期券が同一のカードで発売されているICOCA乗車券を紛失再発行する場合、別に定める申込書を当社窓口に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限って紛失した当該ICOCA乗車券（S F残額がある場合は当該S Fを含みます。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行います。その翌日の窓口営業時間から14日以内にICOCA定期券発売会社で再発行をお申し出ください。ICOCA定期券を再発行後、当社窓口でバスICOCA定期券の再交付を行います。
- (1) 再発行登録を行うとき、再発行及び再交付を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行及び再交付を請求する旅客が記名人及び定期利用者本人（小児用バスICOCA定期券にあっては、記名人及び定期利用者本人又は代理人）であることを証明できること。
 - (2) 記名人及び定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
- 2 前項により再交付の取扱いを行う場合は、再交付するバスICOCA定期券1枚につき再交付手数料520円を現金で収受します。
- 3 バスICOCA定期券とICOCA定期券が同一のカードで発売されているICOCA乗車券を障害再発行する場合、別に定める申込書を当社窓口に提出したときに限り取り扱います。この場合、当該バスICOCA定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、ICOCA定期券を当該ICOCA定期券発売会社で障害再発行後に、当社窓口で記名人及び定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されている

ことを条件に当社でバスICOCA定期券の再交付を行います。

- 4 バスICOCA定期券を付加するICOCA乗車券を当社以外で再発行した場合は、第1項、第2項及び第3項に準じて、当社でバスICOCA定期券の再交付を行います。
- 5 バスICOCA定期券とスマートICOCAが同一のカードで発売されているカードを紛失再発行及び障害再発行する場合、スマートICOCAをJR西の定める方法で再発行後に第1項、第2項及び第3項に準じて、当社でバスICOCA定期券の再交付を行います。

(カードの交換)

第40条 当社、JR西及び第46条に規定する他社の都合により、旅客が使用しているバスICOCA定期券を当該バスICOCA定期券裏面に刻印されているものと異なるカード番号のICOCAに予告なく、交換することがあります。

- 2 前項により、交換されたカードはバス車載機による定期乗車券の読み取りができません。その場合、当社窓口で定期利用者の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていることを条件にバスICOCA定期券の再交付を行います。

(当社の免責事項)

第41条 紛失したバスICOCA定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該バスICOCA定期券の払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害額については、当社はその責めを負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

- 2 ICOCAの交換又は再発行により、旅客が使用しているものと異なるカード番号のICOCAを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負いません。

(払いもどし)

第42条 旅客は、バスICOCA定期券が不要となった場合は、これをバスICOCA定期券の払いもどしを行う当社窓口に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バスICOCA定期券の定期利用者本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。

- (1) 有効期間開始前または有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、運送約款に定める払戻しを行います。
- (2) 前号により取り扱う場合は、手数料としてバスICOCA定期券1枚につき○○円を收受します。ただし、当社が別に定める場合を除きます。
- (3) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。
- 2 バスICOCA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当社窓口に差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだICOCAへの変更を請求することができます。
- 3 SFのみの払いもどしを請求することはできません。
- 4 小児用バスICOCA定期券を所持する旅客が12才となる年度の3月31日を超える、小児用バスICOCA定期券を使用できなくなった場合は、SF残額（10円未満のは數を切り上げ、10円単位とした額とします。）及びデポジットのみの払いもどしを請求することができます。この場合、小児用バスICOCA定期券に搭載した定期乗車券がなお有効である場合に限り、ICカード乗車券とは別の媒体に移し替えるものとし、第1項第2号に定

める手数料の収受は行いません。

- 5 前各項にかかわらず、券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合は、当社窓口でバス定期情報の削除を行います。ただし、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該バスICOCA定期券の利用者本人（小児用バスICOCA定期券にあっては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限り、請求できるものとします。
- 6 第1項の定めにかかわらず、当該バスICOCA定期券の利用者本人が当社指定の方法により代理人に委任を行った場合で、代理人が別に定める申込書を提出し、代理人の公的証明書等を提示した場合に限って、代理人が払いもどしを請求することができます。ただし、小児用バスICOCA定期券にあっては、親権者等の法定代理人が払いもどしを請求する場合で、公的証明書等の提示により記名人本人との関係性を証明したときは、記名人本人による委任を省略することができます。
- 7 バスICOCA定期券とICOCA定期券が同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第2項により定期乗車券のみを払いもどし後、当該ICOCA定期券発売会社で払いもどしをお申し出ください。定期乗車券機能のみが不要な場合は当社窓口に差し出して、当該定期乗車券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだICOCA定期券への変更を請求することができます。
- 8 バスICOCA定期券とスマートICOCAが同一のカードで発売されているカードの払いもどしは第2項により定期乗車券のみを払いもどし後、JR西にお申し出ください。

第4章 ICカード乗車券の相互利用等

（他社線でのICOCA乗車券による乗車の取扱方）

- 第43条** 第7条第1項の規定にかかわらず、JR西のICカード乗車券取扱約款に定める当社及びJR西以外の鉄道会社等（以下「相互利用他社等」といいます。）が経営する鉄道線、バス路線等（以下「他社線」といいます。）内においてICOCA乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券を除く。以下同じ。）による乗車等の取扱いを行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券のうち、第46条第2項の規定により他社の乗車券を付加されたICOCA定期券は、当該他社線において、当該他社の乗車券による乗車等の取扱いを行います。

（他社線内における取扱範囲等）

- 第44条** 他社線内におけるICOCA乗車券による旅客の運送等についてのサービス内容とご利用条件は、当該相互利用他社等の定めるところによります。
- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該ICOCA乗車券に関して当社が保有する個人情報を当該他社に提供することがあります。

（相互利用他社等が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱方）

- 第45条** 相互利用他社等が発行したICカード乗車券のうち、当社と相互利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

2 相互利用他社等が発行した IC カード乗車券のうち、当社と相互利用が可能な IC カード乗車券は次のとおりとします。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社発行の K i t a c a 乗車券及び K i t a c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した K i t a c a 定期乗車券を除く。）
- (2) 株式会社パスモ発行の P A S M O 及び P A S M O 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した P A S M O 定期券を除く。）
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社発行の S u i c a 乗車券及び S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (4) 東京モノレール株式会社発行のモノレール S u i c a 乗車券及びモノレール S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したモノレール S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (5) 東京臨海高速鉄道株式会社発行のりんかい S u i c a 乗車券及びりんかい S u i c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載したりんかい S u i c a 定期乗車券を除く。）
- (6) 株式会社名古屋交通開発機構発行のマナカ及びマナカ定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したマナカ及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したマナカ定期券を除く。）
- (7) 株式会社エムアイシー発行の m a n a c a 及び m a n a c a 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載した m a n a c a 定期券を除く。）
- (8) 東海旅客鉄道株式会社発行の T O I C A 及び T O I C A 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した T O I C A 定期券を除く。）
- (9) 株式会社スルッと K A N S A I が発行する P i T a P a カードであって当社が別に定めるもの。
- (10) 福岡市交通局発行のはやかけん及びはやかけん定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売したはやかけん及び身体障害者割引又は知的障害者割引等を適用して発売した定期乗車券を搭載したはやかけん定期券を除く。）
- (11) 株式会社ニモカ発行の n i m o c a カード及び n i m o c a 定期乗車券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した n i m o c a 及び身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した n i m o c a 定期乗車券を除く。）
- (12) 九州旅客鉄道株式会社発行の S U G O C A 乗車券及び S U G O C A 定期券（身体障害者割引又は知的障害者割引を適用して発売した定期乗車券を搭載した S U G O C A 定期券を除く。）
- (13) 東日本旅客鉄道株式会社発行の Welcome Suica 及び株式会社パスモ発行の P A S M O P A S S P O R T

3 前項に定める鉄道会社等が発行した IC カード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条、第35条、第36条までの規定及びJR西の IC カード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。この場合、相互利用他社等が発行した IC カードを媒体とした定期乗車券についてはJR西の IC カード乗車券取扱約款の「IC O C A 定期券」の規定を準用するものとし、 IC カードを媒体としたストアードフェアカー

ドについては「ICOCA」の規定を準用するものとします。ただし、第17条に規定するSF利用履歴の確認にあっては、当社内の利用履歴以外について表示及び印字できないものがあります。

- 4 前項の定めにかかわらず、相互利用他社等が発行した記名人式のICカードを媒体としたストアードフェアカードについては、JR西のICカード乗車券取扱約款第32条第1項及び第33条第1項第6号の規定を準用します。
- 5 第3項の定めにかかわらず、第2項第13号に定めるICカード乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第21条及び第23条第2項第2号の規定は準用しません。
 - (2) 当該のICカード乗車券発行会社が定めるカード有効期間を超えて使用することはできません。
 - (3) 当該のICカード乗車券発行会社が発行するレファレンスペーパーを携帯し、係員の請求があったときは、いつでもその所持するレファレンスペーパーを提示しなければなりません。

第5章 ICOCA乗車券の他社での発売

(ICOCA乗車券を発売する他社)

第46条 ICOCA乗車券の発売は、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7及び別表7の2に定める他社で行うことがあります。

- 2 ICOCA乗車券には、JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2定める他社の乗車券を付加する場合があります。
- 3 他社におけるICOCA乗車券の発売や払いもどし等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

(他社で発売するICOCA乗車券の当社での取扱い)

第47条 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に定める他社及びJR西で発売したICOCA乗車券で、当社線において乗車等の取扱いをする場合は、第4条から第8条まで、第10条、第11条、第15条、第16条、第17条、第20条から第24条まで、第25条第1項、第26条、第35条、第36条までの規定及びJR西のICカード乗車券取扱約款第30条及び第32条の規定を準用します。

- 2 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7に定める他社及びJR西で発売した定期乗車券を搭載したICOCA定期券については、当社で払いもどし、第37条及び第38条に定める再発行の取扱いはできません。ただし、再発行登録、デポジット返却については取り扱います。
- 3 JR西のICカード乗車券取扱約款別表7の2に定める他社で発売した定期券が付加されたICOCAは、当社で払いもどし、再交付の取扱いはできません。ただし、再発行登録については取り扱います。

附 則

1. この規定は、2021年3月27日から施行します。
2. 2023年3月7日改正

別表1 (第7条) 利用エリア

1 当社線の利用エリア

近江鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス全線 ・一部路線を除くコミュニティバス (日野町営バス、草津市まめバス、草津・栗東・守山くるっとバスを除く)
湖国バス	<ul style="list-style-type: none"> ・彦根市・多賀町・甲良町の路線バス、コミュニティバス (米原市、長浜市、高島市のコミュニティバスを除く)

別表2 (第8条) チャージ額

取扱機器又は箇所	1回当たりのチャージ取扱金額
係員発行機	500円、1,000円～(1,000円刻み) ～10,000円、15,000円、20,000円 3,000円、5,000円、10,000円
バス車載機	1,000円、2,000円、5,000円、 10,000円
チャージ機	1,000円、2,000円、3,000円、 5,000円、10,000円

※一部の自動精算機を除きます。

別表3 (第19条、第30条) バスICOCA定期券 兼 こどもICOCA購入申込書の様式

バスICOCA定期券 兼 こどもICOCA 新規購入申込書				現金 ・ クレジット	
通勤 ・ 通学 ・ 通学学期 ・ 小判手形 青春フリー ・ こどもICOCA		<small>■すでにICOCAまたはICOCA定期券をお持ちの場合は、この申込書とあわせてご提出ください。 ※京阪電鉄、京都市交通局のIC定期・新幹線IC定期券、バスICOCA定期券付加できない定期券があります。 ■初めてICOCA定期券をご購入の際には、デポジット(預り金)500円が必要です。</small>			
お名前 カナ		ご利用区間① から まで ご利用区間② から まで			
男・女 様 才		<small>※ 路線バスを乗り継がれる場合、ご利用区間②もご記入ください。</small>			
		使 用 開 始 月	有 効 期 間	1・3・6箇月 1・2・3学期	
<small>■バスICOCA定期券を新規で購入される場合、または下記の項目に変更があった場合は、下記の欄もご記入ください。(★はバスICOCA定期券購入時のみ記入ください。)</small>					
生年月日 年 月 日		★カード検索番号			
ご 住 所		<small>★定期券の有効期間以外の残額利用※「しない」を選ぶと、定期有効期間外はにカードリーダーの利用ができないになります。(後日変更可)</small> する・しない			
ご連絡先 TEL		区間運賃 円	乗 番 区間運賃 円		
勤 務 先 学 校 名		発行運賃額 円	窓口名		
<small>※この申込書にご記入いただいた個人情報は、拾得時など当社から連絡する必要があるときに使用します。このほか、紛失再発行時などに当社及びICOCAを発売する他社において、本人確認や必要な連絡をさせていただく際に使用します。 ※バスICOCA定期券を他社でカード交換された場合は、バス定期の再交付が必要になりますので当社窓口にお申し出ください。 ※クレジットでご購入の定期券の払い戻しは、ご購入窓口でのみ払い戻しいたします。</small>					
<small>係員記入欄</small>					
発行日 年 月 日					担当者 印
<small>《公的証明書チェック》 学生証(通学証明書)・保険証・運転免許証・その他()</small>					

バスICOCA定期券 兼 こどもICOCA 新規購入申込書				現金 ・ クレジット	
通勤 ・ 通学 ・ 通学学期 ・ 小判手形 青春フリー ・ こどもICOCA		<small>■すでにICOCAまたはICOCA定期券をお持ちの場合は、この申込書とあわせてご提出ください。 ※京阪電鉄、京都市交通局のIC定期・新幹線IC定期券、バスICOCA定期券付加できない定期券があります。 ■初めてICOCA定期券をご購入の際には、デポジット(預り金)500円が必要です。</small>			
お名前 カナ		ご利用区間① から まで ご利用区間② から まで			
男・女 様 才		<small>※ 路線バスを乗り継がれる場合、ご利用区間②もご記入ください。</small>			
		使 用 開 始 月	有 効 期 間	1・3・6箇月 1・2・3学期	
<small>■バスICOCA定期券を新規で購入される場合、または下記の項目に変更があった場合は、下記の欄もご記入ください。(★はバスICOCA定期券購入時のみ記入ください。)</small>					
生年月日 年 月 日		★カード検索番号			
ご 住 所		<small>★定期券の有効期間以外の残額利用※「しない」を選ぶと、定期有効期間外はにカードリーダーの利用ができないになります。(後日変更可)</small> する・しない			
ご連絡先 TEL		区間運賃 円	乗 番 区間運賃 円		
勤 務 先 学 校 名		発行運賃額 円	窓口名		
<small>※この申込書にご記入いただいた個人情報は、拾得時など当社から連絡する必要があるときに使用します。このほか、紛失再発行時などに当社及びICOCAを発売する他社において、本人確認や必要な連絡をさせていただく際に使用します。 ※バスICOCA定期券を他社でカード交換された場合は、バス定期の再交付が必要になりますので当社窓口にお申し出ください。 ※クレジットでご購入の定期券の払い戻しは、ご購入窓口でのみ払い戻しいたします。</small>					
<small>係員記入欄</small>					
発行日 年 月 日					担当者 印
<small>《公的証明書チェック》 学生証(通学証明書)・保険証・運転免許証・その他()</small>					

WESTER ポイント（チャージ専用）規程

(目的)

第1条 この規程は、湖国バス株式会社（以下「当社」といいます。）が定める利用登録手続きが完了した旅客に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西」といいます。）の運営・提供する「WESTER ポイント（チャージ専用）」サービス（以下、本サービス）の当社における内容及び適用条件等に関する事項を定め、旅客の利用促進や円滑な利用を推進することを目的としています。

(適用範囲)

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、この規程の定めるところによります。
2 この規程に定めのない事項については、法令及び「I C カード乗車券取規程（以下「I C 規程」といいます。）」、JR 西の「WESTER ポイント（チャージ専用）規約」「スマート I C O C A会員規約」等の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「WESTER ポイント（チャージ専用）」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ポイントチャージ」とは、WESTER ポイント（チャージ専用）を I C O C A 乗車券にチャージすることをいいます。
- (3) 「利用月」とは月初日から月末日の 1 ヶ月間をいいます。
- (4) 「S F」とは、I C O C A 乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(利用登録)

第4条 利用者は、本規程に同意のうえ、JR 西指定の I C O C A 乗車券用の自動券売機により I C O C A 乗車券に対して利用登録を行うことで、その利用月から本サービスの提供を受けることができます。

- 2 前項の定めにかかわらず、スマート I C O C A は、カードの発行に伴い自動で利用登録が行われます。
- 3 前各項の定めにかかわらず、JR 西が別に定める方法により、I C O C A 乗車券に対して利用登録を行うことができます。

(利用登録の無効・解除)

第5条 利用登録後、当該 I C O C A 乗車券に対して、最後にチャージもしくはポイントチャージを行った日の翌日から起算して 25 ヶ月間チャージもしくはポイントチャージが行われ

なかった場合は、利用登録が無効となり、ポイントチャージを除く本規程に定めるサービスを受けることができません。

- 2 前項の定めにかかわらず、スマートICOCAの利用登録は無効になりません。
- 3 第1項により利用登録が無効になった場合であっても、前条第1項の取扱いにより、再度、利用登録を行うことができます。この場合、利用登録が無効となった時点で付与されていたWESTERポイント（チャージ専用）の残高と同一のWESTERポイント（チャージ専用）が付与されます。
- 4 ICOCA乗車券を払いもどした場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 5 小児用ICOCAの有効期間が過ぎた場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。
- 6 IC規程第23条及び第35条の定めによりICOCA乗車券を無効として回収した場合、又はスマートICOCA会員規約の定めによりスマートICOCAの無効登録を行った場合は、利用登録が解除され、本規程に定める一切のサービスを受けることができません。

（WESTERポイント（チャージ専用）の付与）

第6条 IC規程第7条第1項に定める利用エリアにおけるIC規程第20条又は第32条に定めるICOCA乗車券のSFの利用月の使用に対し、第7条及び第8条に定める算定方法に基づいてWESTERポイント（チャージ専用）を付与します。

- 2 第1項により付与されるWESTERポイント（チャージ専用）は、利用月の翌月末日頃に一括して付与されます。
- 3 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、WESTERポイント（チャージ専用）の付与日は変更となる場合があります。
- 4 前3項の定めにかかわらず、IC規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備の障害の発生等により、やむを得ずICOCA乗車券を利用できない場合には、WESTERポイント（チャージ専用）は付与されません。

（ポイントの適用条件）

第7条 第6条第1項に定める付与条件において、利用中のSF利用額の総額が1,001円以上となる場合、SF利用額のうち1,001円以上の金額の10%分をWESTERポイント（チャージ専用）として付与する。なお、小数点以下は切り捨てて付与する。

（WESTERポイント（チャージ専用）の効力）

第8条 ICOCA乗車券を払いもどした場合は、当該カードのWESTERポイント（チャージ専用）は全て無効となります。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の確認)

第9条 利用者は、JR 西指定の ICOCA 乗車券用の自動券売機により、前月から過去 6 ヶ月の間に付与された WESTER ポイント (チャージ専用) 及び第 6 条第 1 項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) の付与対象となった利用履歴を利用月分の合計を印字し、確認することができます。

- 2 前各項の定めにかかわらず、JR 西が別に定める方法により、前月から過去 6 ヶ月の間に付与された WESTER ポイント (チャージ専用) 及び第 6 条第 1 項に定める WESTER ポイント (チャージ専用) の付与対象となった利用月分の合計を確認することができます。

(WESTER ポイント (チャージ専用) のチャージ)

第10条 利用者は、第 6 条の定めにより付与された WESTER ポイント (チャージ専用) を当社の IC 定期券販売窓口及び JR 西の ICOCA 乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でポイントチャージすることができます。

- 2 WESTER ポイント (チャージ専用) は、1 ポイント 1 円として換算します。
- 3 ポイントチャージする場合は、一部の機器を除き、付与されている WESTER ポイント (チャージ専用) の残高が 10 ポイント単位で全てチャージされます。
- 4 前項の定めにかかわらず、1 枚あたりの SF の残額が 20,000 円を超えるポイントチャージはできません。
- 5 WESTER ポイント (チャージ専用) は、現金と交換することはできません。
- 6 WESTER ポイント (チャージ専用) は、別の ICOCA 乗車券にチャージすることはできません。
- 7 一度ポイントチャージした WESTER ポイント (チャージ専用) は、再び WESTER ポイント (チャージ専用) に戻すことはできません。
- 8 ポイントチャージ後の SF の取扱いについては、IC 規程に従うものとします。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の残高及び利用情報の引継)

第11条 ICOCA 乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行の場合は、当該 ICOCA 乗車券の利用登録、WESTER ポイント (チャージ専用) の残高及び WESTER ポイント (チャージ専用) の付与履歴を新たな ICOCA 乗車券へ引き継ぎます。

- 2 前項の定めにかかわらず、当社のシステム上の都合や係員の取扱い誤りによりカードを交換する必要があると当社が判断した場合は、交換前の ICOCA 乗車券の利用登録及び WESTER ポイント (チャージ専用) の残高を新たな ICOCA 乗車券へ引き継ぐことがあります。

(WESTER ポイント (チャージ専用) の訂正)

第12条 当社は次の場合に、利用者が保有する WESTER ポイント (チャージ専用) を訂正することができるものとします。

- (1) 当社が誤って WESTER ポイント（チャージ専用）を付与した場合
- (2) その他、当社が WESTER ポイント（チャージ専用）を訂正することが適切であると判断した場合

（WESTER ポイント（チャージ専用）の不正入手）

第 13 条 本規程に定める以外の方法で不正に WESTER ポイント（チャージ専用）を入手した場合は、IC 規程第 23 条及び第 35 条の定めにより、当該 ICOCA 乗車券を無効として回収します。この場合、保有する WESTER ポイント（チャージ専用）は無効となります。

（WESTER ポイント（チャージ専用）の制限又は停止）

第 14 条 当社は、IC 規程の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

（免責事項）

第 15 条 ICOCA 乗車券の紛失・盗難等により、第三者が WESTER ポイント（チャージ専用）を不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

2 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

（規約の変更）

第 16 条 当社は、民法 548 条の 4 の規定に基づき、以下の場合は、本規程を変更することができるものとします。

(1) 本規程の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
(2) 本規程の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2 本規程を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規程の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポイントの付与条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の少なくとも 1 ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則

1. 本規程は、2021 年 3 月 27 日から施行します
2. 2022 年 10 月 1 日改正
3. 2023 年 3 月 7 日改正